町民サポーター会員規約

（目的）

第１条　本規約は、三郷町民サポーター推進協議会（以下、「協議会」とする。）が提供する、町を拠点に活動を行うトップスポーツチームを応援する目的で、本規約を承認のうえ「町民サポーター申込用紙」により申し込みを行い、協議会より許可を得た登録者（以下、「会員」とする。）の役割、義務、及び受けることのできるサービス等を定めることを目的とする。

（提供されるサービス）

第２条　協議会は、会員に対して次のサービスを提供する。

⑴　町主催または共催で開催されるトップスポーツチームに関するイベントの情報提供

⑵　会員限定で開催されるイベントへの参加機会の提供

⑶　会員証及び会員認証グッズの提供

⑷　その他、協議会が提供することを決めたもの

（登録資格）

第３条 協議会は、町民サポーターに登録を希望する者が次の条件をすべて満たす場合にのみ、会員への登録を許可するものとします。

⑴　三郷町内に在住、在勤または在学である者及びその者と同居する家族であること

⑵　申込時点で小学生以上であること。ただし、１８歳未満の場合は、保護者の同意を必要とし、申込を行った時点で、保護者の同意を得ているものとみなします。

⑶　申請書の記載事項に虚偽がないこと

⑷　その他、協議会が登録を不適当であると判断するに足る理由がないこと

（本規約の発効）

第４条　本規約は、入会希望者本人が申込みをし、協議会が登録を許可した時点より効力が生じるものとします。

（会員証）

第５条　協議会は会員に対し、協議会が発行する会員証を当該会員に供与します。

２　会員証は会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、または担保提供などすることはできません。

３　会員証は原則として再発行されません。ただし、盗難、事故による毀損等で使用不可能になった場合は、協議会所定の手続きにより再発行されます。

（会員特典）

第６条　協議会が設定する各種特典について、会員は協議会が指定する方法により受けることができます。

２　各種特典について、追加、変更が生じた場合は、協議会所定の方法で会員に通知するものとします。

（会員情報の変更）

第７条　会員本人の自身の住所・氏名・連絡先などの登録事項に変更が生じた場合には、速やかに協議会へ届け出るものとします。届け出がない場合に生じた問題については、協議会は何ら責任を負わないものとします。

（退会）

第８条　会員は、本規約を解除し退会することができます。この場合会員は、協議会所定の方法により、退会を届け出るものとします。また、当該会員が未使用であった特典の使用も中止されるものとします。

（強制退会）

第９条　会員が以下の事由のいずれかに該当した場合や、協議会より一定の期限を定めた改善通知、もしくは催告を受けたにも関わらずその事由が改善されない場合、協議会は当該会員への事前の通知、承諾なく、直ちに退会させることができるものとします。

⑴ 当該会員が本規約に違反したとき

⑵ 当該会員の入会申込書の記載内容に重大な虚偽があったとき

⑶ 法令または公序良俗に反する行為を行ったとき

⑷ 協議会や他の町民サポーターまたは第三者を誹謗中傷する情報を流したとき

⑸ 第３条に規定する登録資格に該当しなくなった場合

⑹ その他、協議会が当該会員を会員として不適格と判断した場合

（個人情報の守秘義務）

第１０条　協議会は、会員の個人情報、提出書類、その他利用に係る情報を開示及び漏洩しないものとし、個人情報は協議会運営の業務遂行上、必要な限りにおいて利用するものとします。

（免責事項）

第１１条　協議会は、町民サポーターの活動により発生した損害等に対し、故意または重大な過失による場合を除き、損害賠償責任その他一切の責任を負わないものとし、会員は、自己の責任と費用において解決するものとする。

２　協議会の活動に起因して生じた会員間又は第三者との紛争、交流・交際におけるトラブル、その他個人的な問題が発生した場合、協議会は一切関知しないものとします。

（本規約の変更）

第１２条　協議会は、所定の方法にて会員へ通知することにより、会員の了承を得ることなく本規約を変更、追加、廃止する事ができるものとします。変更後の規約につきましては、協議会が別途定める特別な場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を発揮するものとします。

付 則

この規約は、令和４年７月１９日から施行する。

付 則

この規約は、令和６年７月６日から施行する。